

令和三年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

令和4年5月19日
国立大学法人東京芸術大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和三年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和三年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①自動車の購入及び賃貸借、②船舶の調達、③省エネルギー改修事業（ESCO事業）、④建築物維持管理、⑤産業廃棄物の処理について、令和三年度は対象となる案件がなかった。

なお、電気の供給を受ける契約については、主要キャンパスを含む6団地（高圧6契約、低圧等12契約）に裾切り方式（環境配慮契約）を導入した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

契約担当部署職員が冊子を熟読し環境配慮契約法の基本方針等について理解を深めた。

以上